

議第63号

高山市地区公民館及び集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市地区公民館及び集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年9月11日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

日面集会所を廃止するため改正しようとする。

高山市地区公民館及び集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 高山市地区公民館及び集会施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後														
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地区公民館等の廃止等）</p> <p>2 地区公民館等を地域住民で構成する団体に譲渡又は貸付けすることにより地区公民館等の利用促進を図り地域の活性化及び福祉の向上に寄与するため、次に掲げる地区公民館等については、地区公民館等の譲渡又は貸付けに必要な条件が整ったと市長が認めたときは、これを廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日面集会所</u></p> <p>(3)～(22) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">旗鉾集会所</td> <td style="text-align: center;">高山市丹生川町旗鉾417番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>日面集会所</u></td> <td style="text-align: center;"><u>高山市丹生川町日面599番地1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">法力活性化施設の項～平瀬集落センターの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	旗鉾集会所	高山市丹生川町旗鉾417番地2	<u>日面集会所</u>	<u>高山市丹生川町日面599番地1</u>	法力活性化施設の項～平瀬集落センターの項 (略)		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（地区公民館等の廃止等）</p> <p>2 地区公民館等を地域住民で構成する団体に譲渡又は貸付けすることにより地区公民館等の利用促進を図り地域の活性化及び福祉の向上に寄与するため、次に掲げる地区公民館等については、地区公民館等の譲渡又は貸付けに必要な条件が整ったと市長が認めたときは、これを廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3)～(22) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">旗鉾集会所</td> <td style="text-align: center;">高山市丹生川町旗鉾417番地2</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">法力活性化施設の項～平瀬集落センターの項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	旗鉾集会所	高山市丹生川町旗鉾417番地2	法力活性化施設の項～平瀬集落センターの項 (略)	
名称	位置														
旗鉾集会所	高山市丹生川町旗鉾417番地2														
<u>日面集会所</u>	<u>高山市丹生川町日面599番地1</u>														
法力活性化施設の項～平瀬集落センターの項 (略)															
名称	位置														
旗鉾集会所	高山市丹生川町旗鉾417番地2														
法力活性化施設の項～平瀬集落センターの項 (略)															

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。